

## 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業実施要綱

(総則)

第1条 意思の疎通が困難な障害者及び障害児（以下「障害児者」という。）が医療機関に入院した場合に、本人との意思疎通を十分に行うことができる者（以下「支援員」という。）を派遣し、円滑な医療行為が行えるよう支援するサービス（以下「サービス」という。）については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 サービスの提供を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有している障害児者で、次の各号のいずれにも該当する者（以下「対象者」という。）とする。

(1) 次のいずれかに該当する者又は市長が特にサービスの提供が必要と認める者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定されている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）

(2) 障害特性により意思の疎通が困難な者

(3) 単身世帯である者又は介護者が疾病等により支援困難である者

(実施機関)

第3条 サービスを提供することができる者は、次の各号のいずれかに該当する事業者のうち、市と協定を締結している事業者（以下「協定業者」という。）とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設

(2) 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者及び法第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者

(3) 法第5条第27項に規定する地域活動支援センター又は地域活動支援セン

ター・障害者地域作業所運営費等補助金交付要綱（平成20年10月1日制定）の規定により補助金の交付を受けている障害者地域作業所

（4）児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者（支援の内容）

第4条 協定業者が行う支援は、対象者が入院した際、主に医療従事者と対象者の意思疎通を図ること及びこれに伴う情報提供等とする。

（利用日数）

第5条 対象者が利用できる日数は、1回の入院につき概ね30日までとする。

（申請手続き）

第6条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、入院時コミュニケーション支援申請書（第1号様式）による。

2 前項の申請書を提出するときは、第2条第1号に該当すること証する書面を提示するものとする。

（決定通知）

第7条 規則第5条第2項に規定するサービス等決定通知書は、入院時コミュニケーション支援決定通知書（第2号様式）による。

（その他の事項）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

入院時コミュニケーション支援申請書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住 所 氏 名 申請者 生年月日 電 話	
世帯状況	ひとり暮らし ・ 介護者が高齢又は疾病 その他 ( )
協定業者及び 支援員名	
医療機関名	
利用期間	月 日 ～ 月 日
備 考	

第 2 号様式（第 7 条関係）

入院時コミュニケーション支援決定通知書

年 月 日			
様			
横須賀市長			
印			
利 用 者	住 所		
	氏 名		生年月日
協定業者名			
医療機関名			
利用期間		月 日 ~ 月 日	
備 考			